

恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務

有料指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シール

取扱店の手引き

令和5年3月改定版

恵庭市

I. 家庭ごみ有料化制度のしくみ	1
1. 家庭ごみ処理費用の一部有料化のしくみ	1
2. 手数料の負担割合と使い道	1
3. 有料化の対象とするごみの区分	1
II. 取扱店になるための手続き	2
1. 募集対象	2
2. 取扱店としての要件	2
3. 提出書類及び申請方法	2
4. 指定及び登録	3
5. 指定証の交付	3
6. 市民への周知	3
7. 取扱開始	3
8. 有料指定ごみ袋等の変更に伴う返品について	3
9. 協定書の締結について	3
10. 従業員への研修	4
11. 届出が必要な事項	4
12. 取扱店をやめたいとき	5
13. 取扱店をやめたときの有料指定袋等に係る清算	5
III. 指定袋等の種類	6
1. 有料指定ごみ袋	6
2. ごみ処理券	7
3. 差額シール	8
IV. 指定袋等の発注及び在庫管理	9
1. 発注先(収納事務受託者)	9
2. 発注方法	9
3. 発注受付時間	9
4. 指定袋等の発注単位	10
5. 指定袋等の配送(納品日)	10
6. 納品及び検品	10
7. 不良品について	10
8. 発注した指定袋等の購入について	11
9. 購入代金の確定及び取扱店手数料	12
10. 購入代金の口座振替について	13
11. 品質管理・紛失・盗難等	13
V. 店頭販売業務	14
1. 店頭に陳列する指定袋等	14
2. 販売単位及び販売価格	14
3. 販売についての留意事項	15
4. JAN コードについて	15
5. 取扱店としての留意事項	17
6. 届出様式について	17

I. 家庭ごみ有料化制度のしくみ

1. 家庭ごみ処理費用の一部有料化のしくみ

恵庭市では、ごみ減量・リサイクル推進についての意識付けと、ごみの排出量に応じた公平負担を図るための施策として、平成22年4月より、家庭から出されるごみ処理費用の一部を有料化しています。

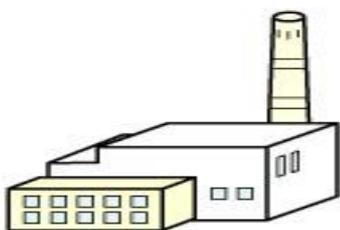
一部負担していただく家庭ごみ処理手数料(以下「手数料」という。)は、ごみを出す市民が有料指定ごみ袋、ごみ処理券、差額シール(以下「指定袋等」という。)を購入する際支払いしていただく代金となります。

2. 手数料の負担割合と使い道

市民の方に負担していただく手数料は、現在は令和2年度～令和6年度の家庭ごみの処理経費を平準化したもののうちの33%を負担していただくこととしています。

<家庭ごみ処理手数料の使い道>

①廃棄物処理施設の整備



②廃棄物処理施設の維持管理



③ごみ収集



※市民の方に購入していただく指定袋等の販売代金は、廃棄物処理施設の整備・維持管理、ごみ収集に使われます。

3. 有料化の対象とするごみの区分

①燃やせるごみ

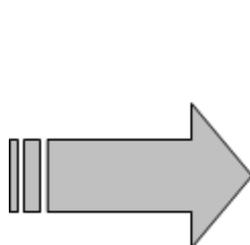
②燃やせないごみ

③生ごみ

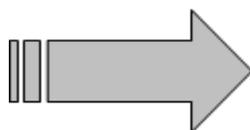
④粗大ごみ

⑤直接搬入ごみ

(生ごみ、燃やせるごみを除く)



市民の方が指定袋等を購入することで手数料を負担し、排出いただくごみ



直接処分場へ搬入するごみは、指定袋等を利用せず、処分場で計量して料金を算定します。(生ごみ、燃やせるごみは直接搬入不可)

II. 取扱店になるための手続き

1. 募集対象

恵庭市に店員等が常駐する店舗を有し、現に小売業を営むものであって、継続して指定袋等の販売が可能であること。

※スーパー、コンビニ、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店等

2. 取扱店としての要件

取扱店として次の条件を満たしていなければなりません。

「恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に定める事項のほか、家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱、家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する協定書、この手引きで定める業務を公平・公正かつ確実にを行うことが可能であること。」

<具体的要件は以下によります。>

- ①17種類(指定袋 11種類・ごみ処理券 2種類・差額シール 4種類)の指定袋等全てを取扱うこと。
- ②本市が実施する「家庭ごみ有料化制度」の趣旨を理解し、協力するものであること。
- ③手数料及び指定袋等の適正な管理をすることができること。
- ④指定袋等の収納事務処理状況についての立入調査に対応できること。
- ⑤市税を滞納していないこと。
- ⑥法人にあっては次の手続きの申し立てをし、その開始の決定を受けていないこと。
 - 1)破産法に基づく破産手続開始
 - 2)会社更生法に基づく更正手続開始
 - 3)民事再生法に基づく民事再生手続開始

3. 提出書類及び申請方法

①恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店登録申請書(様式第1号)

②店舗所在地の位置図

③証明書類

1)法人の場合…登記事項証明書

2)個人の場合…個人事業主であることの証明書(個人事業税の事業開始等の届出書の写し等)

※納税状況の確認のため、申請書納税状況確認承諾書に署名していただき、納税状況を市において確認させていただきます。確認する納税状況については、下記のとおりとなります。

ア. 法人の場合 法人市民税等

イ. 個人の場合 個人市民税等

(法人市民税・市・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税納税)

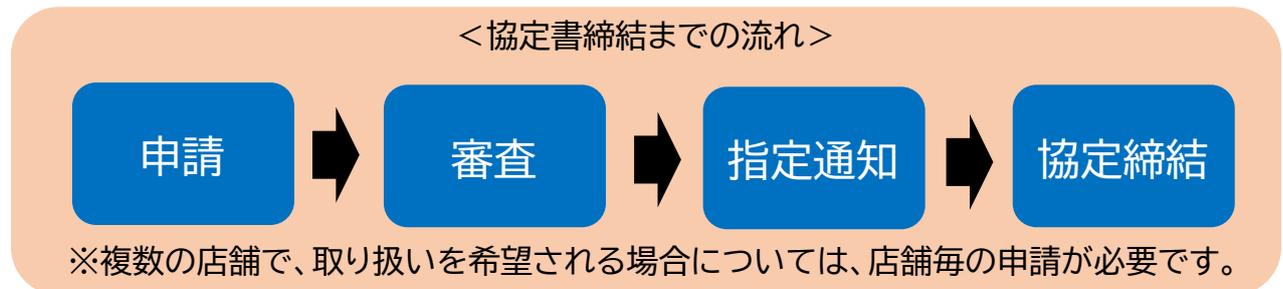
①、②、③の提出書類を揃えて申請していただきます。申請は市役所廃棄物管理課(本庁舎 2 階 22 番窓口)に持参または郵送でお申し込み下さい。

※複数の店舗を申し込む場合については、取扱店1店舗毎に申請手続きが必要です。

4. 指定及び登録

提出された申請書をもとに、本市において審査し、取扱店として指定・登録することができると判断された方には、有料指定ごみ袋等取扱店指定通知書(様式第2号)により通知し、関係書類を郵送いたします。審査の結果、指定・登録ができないと判断された方には、その旨を有料指定ごみ袋等取扱店不指定通知書(別紙第3号)により通知いたします。

※指定袋等を販売する取扱店は、店舗ごとに登録・指定しますので、それ以外の店舗での販売についてはできません。



5. 指定証の交付

取扱店として指定されると、市から取扱店であることを証明する「有料指定ごみ袋等取扱店指定証」(様式第4号)を交付いたします。

6. 市民への周知

指定袋等の販売をする取扱店の情報については、広報・ホームページ等に掲載し、市民の方に周知いたします。

7. 取扱開始

指定証が交付された日から店頭販売を開始することができます。

8. 有料指定ごみ袋等の変更に伴う返品について

有料指定ごみ袋等の変更があった場合は、既に購入された有料指定ごみ袋等を返品いただき、これらに係る購入金額を還付いたします。変更の場合は、市から還付手続きについてご案内いたします。

9. 協定書の締結について

指定袋等の販売は、市から委託を受けた収納事務受託者の補助者として行っていただきます。

指定袋等の販売は、性質上公金を取扱うこととなりますので、公平・公正かつ確実に行われなければならないため、市および収納事務受託者並びに取扱店の3者において、「家庭廃棄物処理手数料収納事務等取扱に関する協定書」を締結していただき業務を実施いただきます。

協定書の締結期間は、締結された日の属する年度の3月31日までとし、再度締結の必要がある場合を除き、自動更新とさせていただきます。

※指定袋の取扱変更など再協定の締結が必要な場合や協定の解除等については、市又は収納事務受託者から連絡いたします。

10. 従業員への研修

指定袋等の販売は、公金を取扱うこととなります。業務に従事する従業員に対しては、手引きを利用し、十分な周知をお願いします。

①指定袋等の紛失、破損、販売枚数間違いは、その不足分について貴店舗において負担していただくこととなります。

②この手引きは、業務の流れに沿って構成されていますので、担当業務別に必要な業務について使用して下さい。

③この手引きは、市ホームページからもダウンロードできます。

※この手引において不明な点については、市又は収納事務受託者へご確認下さい。

11. 届出が必要な事項

取扱店の情報は申請した内容に基づき登録されますが、その登録内容に変更が生じた場合については、手続きが必要ですので「恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店変更届出書」により直ちに届出をして下さい。

変更内容	手続方法	備考
商号を変更するとき	「恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店変更届出書(様式第5号)」を使用し、代表者から変更の届出をしてください。	登記事項証明書の添付が必要です。
代表者に異動があったとき (法人の場合のみ)		※個人事業主の場合は証明書(個人事業税の事業開始等の届出書の写し等)の添付が必要です。
店舗を移転するとき		添付必要書類等はありません。
住所を変更するとき		
取扱店の名称を変更するとき		
担当者を変更するとき		
電話番号の番号を変更するとき		
ファクシミリの番号を変更するとき		
メールアドレスを変更するとき		
定休日を変更するとき		
営業時間を変更するとき		
手数料の振替口座を替えたいとき	収納事務受託者へご連絡のうえ振替口座変更手続きをとって下さい。	所定の用紙を商工会議所から受取り手続きして下さい。

12. 取扱店をやめたいとき

取扱店の事情により、指定袋等の取扱ができなくなった場合は、直ちに市に申し出て下さい。「恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店廃止届」を提出していただき、購入した指定袋等の清算をさせていただきます。

13. 取扱店をやめたときの有料指定袋等に係る清算

指定袋等の清算については、家庭廃棄物処理手数料還付申請書(様式第13号)により依頼いただき、下記の内容に沿って清算とさせていただきます。

※不正行為により取扱店の登録を抹消された場合は、清算は行わず指定袋等を返却いただきます。

- ①指定袋等は1枚単位で清算します。
 - ②指定袋等は、市へ返却してください。
 - ③清算還付手続完了後、家庭廃棄物処理手数料還付通知書(様式第14号)により通知いたします。
- ※指定袋等の清算については、市の指示に従っていただきます。

Ⅲ.指定袋等の種類

1. 有料指定ごみ袋

1) 燃やせるごみ用(5ℓ・10ℓ・20ℓ・40ℓ)



2) 燃やせないごみ(5ℓ・10ℓ・20ℓ・40ℓ)



3)生ごみ専用(3ℓ・6ℓ・12ℓ)



2. ごみ処理券

1)100円券



2)400円券



3. 差額シール

1)5ℓ用・10ℓ用・20ℓ用・40ℓ用

※差額シールは令和4年3月までの燃やせるごみ袋(ピンク色)を、令和4年4月以降に使用する際に、貼付するシールです。販売期間は令和4年3月からです。販売終了時期は未定です。



<指定ごみ袋等の種類・梱包単位>

種類		梱包単位	
有料指定ごみ袋	燃やせるごみ用	5ℓ	1組=5枚 1ピース=10組=50枚 1箱=5ピース=50組=250枚
		10ℓ	
		20ℓ	
		40ℓ	
	燃やせないごみ用	5ℓ	
		10ℓ	
		20ℓ	
		40ℓ	
	生ごみ専用	3ℓ	
		6ℓ	
		12ℓ	
	ごみ処理券	100円券	
200円券		1冊=5枚	
差額シール	5ℓ用	1冊=20枚	
	10ℓ用		
	20ℓ用		
	40ℓ用		

IV. 指定袋等の発注及び在庫管理

1. 発注先(収納事務受託者)

指定袋等は、市が委託した下記の収納事務受託者へ発注して下さい。

<市が委託した収納事務受託者>

恵庭商工会議所
〒061-1444 恵庭市京町80番地
Tel:0123-34-1111
Fax:0123-34-0133
Email: eniwacci@eniwa-cci.or.jp

2. 発注方法

指定袋等の発注は、システム(キントーン)やファクシミリ等収納事務受託者の指定する方法で、発注ください。

3. 発注受付時間

指定袋等の発注受付は、年中無休 24 時間受付します。毎週月曜日(16 時まで)を締め日として取りまとめ、取扱店に配送します。

①営業時間

9:00～17:00

※機器類の故障により電話で発注をする場合は営業時間内をお願いします。

②営業日

月～金曜日(年末年始(12月29日～1月3日)および土日祝日を除く)

※土日祝日および収納事務受託者の営業時間外における発注受付については、収納事務受託者の翌営業日において発注内容を確認いたします。

4. 指定袋等の発注単位

有料指定ごみ袋は、箱単位またはピース単位、ごみ処理券および差額シールは 1 冊単位で受付します。

<指定袋等の発注単位>

種類		発注単位		
指定ごみ袋	燃やせるごみ用	5ℓ	箱単位 1箱=50組=250枚	ピース単位 1ピース=10組=50枚
		10ℓ		
		20ℓ		
		40ℓ		
	燃やせないごみ用	5ℓ		
		10ℓ		
		20ℓ		
		40ℓ		
	生ごみ専用	3ℓ		
		6ℓ		
		12ℓ		
	ごみ処理券	100円券		
400円券		冊単位	1冊=5枚綴り	
差額シール	5ℓ用	冊単位	1冊=20枚綴り	
	10ℓ用			
	20ℓ用			
	40ℓ用			

5. 指定袋等の配送(納品日)

配送は、毎週月曜日(16時まで)を締め日として、発注を受けた指定袋等について、その週の木曜日又は金曜日とします。いずれかの日が祝祭日に当たる場合については祝祭日に当たらない日を配送日とし、両日とも祝祭日の場合については翌週を配送日といたします。また、年末年始など、配送日が休みの場合についても、翌週を配送日といたします。

6. 納品及び検品

収納事務受託者から指定袋等の納品を受けたときは、双方立会いの下で数量及び不良品の有無を確認していただきます。納品された指定袋等を受領した際には、管理票に署名又は捺印をしていただき納品完了とさせていただきます。

※納品に際しては指定袋等外観を確認していただきます。

7. 不良品について

納品された指定袋等に不良品が含まれていたときは、その不良品については納品数に含めず、管理票に記載された納品数を訂正して受領とさせていただきます。

※納品受領については、6 のとおりとします。

8. 発注した指定袋等の購入について

発注した指定袋等は、全て事前に購入していただく買取方式とします。指定袋等の発注単位の購入代金については下表のとおりです。

※購入代金に小数点未満の端数が生じた場合は、繰り上げた金額が購入代金となります。

<指定袋等の発注単位別購入代金>

種類		購入代金		
指定ごみ袋	燃やせるごみ用	5ℓ	3,502.5 円/箱	700.5 円/ピース
		10ℓ	7,005.0 円/箱	1,401.0 円/ピース
		20ℓ	14,010.0 円/箱	2,802.0 円/ピース
		40ℓ	28,020.0 円/箱	5,604.0 円/ピース
	燃やせないごみ用	5ℓ	4,670.0 円/箱	934.0 円/ピース
		10ℓ	9,340.0 円/箱	1,868.0 円/ピース
		20ℓ	18,680.0 円/箱	3,736.0 円/ピース
		40ℓ	37,360.0 円/箱	7,472.0 円/ピース
	生ごみ専用	3ℓ	1401.0 円/箱	280.2 円/ピース
		6ℓ	2,802.0 円/箱	560.4 円/ピース
		12ℓ	5,604.0 円/箱	1,120.8 円/ピース
	ごみ処理券	100 円券	934.0 円/冊	
400 円券		1,868.0 円/冊		
差額シール	5ℓ用	93.4 円/冊		
	10ℓ用	186.8 円/冊		
	20ℓ用	373.6 円/冊		
	40ℓ用	747.2 円/冊		

<ピース(冊)単位で全種類購入した場合の金額>

発注単位	購入金額
全種類ピース(冊)単位で購入	30,681.9 円=30,682 円

9. 購入代金の確定及び取扱店手数料

発注した指定袋等は、1か月発注分(当月 21 日～翌月 20 日締め)の納品数に応じ、月ごとに確定・清算します。

また、取扱店手数料は、指定袋等を販売することにより、販売金額の 6%(税別)が、その都度収入となる仕組みです。

※取扱店手数料は、非課税とならない行政手数料として法令に定められています。

※取扱店手数料は、指定袋等を販売することにより、その都度収入となる仕組みです。

<指定袋等を全種類 1 ピース(冊)販売した場合の収入例>

種類		販売数	①購入金額	②販売金額	③手数料収入
燃やせる ごみ用	5ℓ	ピース=50 組	700.5 円	750 円	49.5 円
	10ℓ		1,401.0 円	1,500 円	99.0 円
	20ℓ		2,802.0 円	3,000 円	198.0 円
	40ℓ		5,604.0 円	6,000 円	396.0 円
燃やせない ごみ用	5ℓ		934.0 円	1,000 円	66.0 円
	10ℓ		1,868.0 円	2,000 円	132.0 円
	20ℓ		3,736.0 円	4,000 円	264.0 円
	40ℓ		7,472.0 円	8,000 円	528.0 円
生ごみ専用	3ℓ		280.2 円	300 円	19.8 円
	6ℓ		560.4 円	600 円	39.6 円
	12ℓ		1,120.8 円	1,200 円	79.2 円
ごみ処理券	100 円券		冊=10 枚	934.0 円	1,000 円
	400 円券	冊=5 枚	1,868.0 円	2,000 円	132.0 円
差額シール	5ℓ用	冊=20 枚	93.4 円	100 円	6.6 円
	10ℓ用		186.8 円	200 円	13.2 円
	20ℓ用		373.6 円	400 円	26.4 円
	40ℓ用		747.2 円	800 円	52.8 円

①購入金額合計	②販売金額合計	③取扱店手数料合計
30,682 円	32,850 円	2,168 円

10. 購入代金の口座振替について

発注・納品により確定した金額から、予め取扱店手数料を差し引いた額の納付について、口座振替を基本としますが、手数料の納付方法についてのご相談がある場合については、収納事務受託者へご相談下さい。

手数料の口座振替額及び取扱店手数料については、収納事務受託者から送付される取扱店手数料等決定通知書兼請求書により確認していただけます。

※指定・登録時に口座振替手続きをしていただけます。尚、口座振替に係る振替手数料についてはかかりません。

<購入代金請求日及び口座振替日>

取扱店手数料決定通知書	毎月 10 日までに通知
購入代金口座振替日	毎月 20 日口座振替

※口座振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。

<口座振替取扱金融機関>

北洋銀行	恵庭市内の各支店
北海道銀行	
北海道信用組合	
北央信用組合	

※「指定袋等」は買い取っていただき、取扱店手数料を差し引いて商工会議所へ納入します。

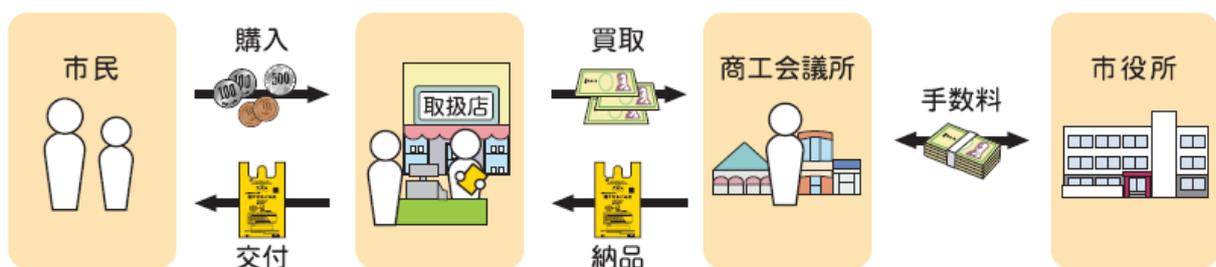
※市民へ販売した時点で取扱店手数料分が収支プラスとなります。

11. 品質管理・紛失・盗難等

指定袋等は、手数料としての性質の他に商品としての性質もあります。店頭で販売される他の商品と同様に商品管理及び盗難等について、十分に留意して保管して下さい。

指定袋等の紛失・盗難等事故があった場合については、全て貴店舗の負担で補充しなければなりませんので在庫管理にご注意下さい。指定袋等は納品受領した時点で貴店舗の所有となりますので管理責任は貴店舗にあります。

有料指定ごみ袋販売フロー図



V. 店頭販売業務

1. 店頭に陳列する指定袋等

指定袋等は、全種類取り扱いいただきます。販売にあたっては、欠品がないようご留意願います。
 ※ごみ処理券および差額シールを店頭に陳列せず、レジ、サービスカウンター等で取り扱う場合については、指定袋等の陳列場所に「ごみ処理券および差額シールは、レジまたはサービスカウンターでお申し付け下さい。」等の表示をして下さい。

2. 販売単位及び販売価格

指定袋の販売単位については、5枚1組単位(外装袋にバーコード印刷してあります。)としますが、各店舗の裁量で1枚単位での販売も可能です。

※1枚単位で販売する場合については、単品販売向けバーコード付価格表を収納事務受託者からお受け取り下さい。

ごみ処理券および差額シールについては、1枚単位(1枚毎にバーコード印刷してあります。)での販売となります。

<指定袋等の販売金額>

種類		販売金額		
有料指定ごみ袋	燃やせるごみ用	5ℓ	75円/組	15円/枚
		10ℓ	150円/組	30円/枚
		20ℓ	300円/組	60円/枚
		40ℓ	600円/組	120円/枚
	燃やせないごみ用	5ℓ	100円/組	20円/枚
		10ℓ	200円/組	40円/枚
		20ℓ	400円/組	80円/枚
		40ℓ	800円/組	160円/枚
	生ごみ専用	3ℓ	30円/組	6円/枚
		6ℓ	60円/組	12円/枚
		12ℓ	120円/組	24円/枚
	ごみ処理券	100円券	100円/枚	
400円券		400円/枚		
差額シール	5ℓ用	5円/枚		
	10ℓ用	10円/枚		
	20ℓ用	20円/枚		
	40ℓ用	40円/枚		

3. 販売についての留意事項

①指定袋等の価格は「手数料」として条例で定められており、値引きや景品として無料での付与はできませんので、絶対に行わないで下さい。

②指定袋等の販売は販売価格表に記載された販売金額となります。記載された金額以外での販売は絶対に行わないで下さい。

有料指定ごみ袋の消費税は内税となりますので別途収納する必要はございません。

ごみ処理券及び差額シールについては金券扱いのため、不課税取引となります。

なお、消費税に関するお問い合わせについては税務署へお問い合わせください。

③市民からの不良品の申し出があった場合は、確認のうえ交換して下さい。ただし、不良品以外の事由による交換はできません。市民から申し出のあった不良品は在庫とは別に保管の上、収納事務受託者へ連絡して下さい。

4. JANコードについて

指定袋の外装袋(1組5枚入り)、指定袋価格表(1枚あたり)、ごみ処理券(1枚あたり)、差額シール(1枚あたり)にバーコード(JANコード)が表示されています。POSシステム等を導入している取扱店は、読み取り設定を行うことが可能です。コード表は次ページの表のとおりです。

<指定袋・ごみ処理券 JANコード一覧表>

種類		料金 (販売単位)	JANコード													
			メーカーコード						アイテムコード					CD		
有料指定ごみ袋	燃やせる ごみ用	5ℓ	75円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	4	2
		10ℓ	150円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	5	9
		20ℓ	300円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	6	6
		40ℓ	600円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	7	3
	燃やせない ごみ用	5ℓ	100円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	8	0
		10ℓ	200円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	9	7
		20ℓ	400円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	0	3
		40ℓ	800円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	1	0
	生ごみ専用	3ℓ	30円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	2	7
		6ℓ	60円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	3	4
		12ℓ	120円(組)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	4	1
	ごみ処理券	100円券	100円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	5	8
400円券		400円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	6	5	
差額シール	5ℓ用	5円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	1	9	
	10ℓ用	10円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	2	6	
	20ℓ用	20円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	3	3	
	40ℓ用	40円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	4	0	

<指定袋 1枚単位販売 JANコード一覧表>

種類		料金 (販売単位)	JANコード													
			メーカーコード						アイテムコード					CD		
有料指定ごみ袋	燃やせる ごみ用	5ℓ	15円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	5	7
		10ℓ	30円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	6	4
		20ℓ	60円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	7	1
		40ℓ	120円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	8	8
	燃やせない ごみ用	5ℓ	20円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	7	2
		10ℓ	40円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	8	9
		20ℓ	80円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	3	9	6
		40ℓ	160円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	0	2
	生ごみ専用	3ℓ	6円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	4	9	5
		6ℓ	12円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	5	0	1
		12ℓ	24円(枚)	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	5	1	8

5. 取扱店としての留意事項

- ①納品代金は口座振替日の前日までに引落口座に入金して下さい。
- ②手数料が口座振替不能となった場合、再振替は行いませんので収納事務受託者の窓口で直接納入していただきます。
- ③市が提出を求めた際は、有料指定ごみ袋等在庫管理報告書(様式第12号)を収納事務受託者に提出していただきますので、日常の在庫管理を適正に行って下さい。
- ④その他、取扱店として相応しくない行為や市及び収納事務受託者並びに第三者に対して損害を与えたときは、その損害額についての賠償及び取扱店としての登録を取り消すことがあります。

6. 届出様式について

届出についての様式及び提出先は下表のとおりです。

<様式>

届出書	様式番号	提出先
恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定登録申請書	第1号	恵庭市
恵庭市有料指定ごみ袋等変更届出書	第5号	恵庭市
恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店廃止届出書	第6号	恵庭市
恵庭市有料指定ごみ袋等発注書	第7号	収納事務受託者
恵庭市有料指定ごみ袋等在庫管理報告書	第12号	収納事務受託者
家庭廃棄物処理手数料還付申請書	第13号	恵庭市

【各様式ダウンロード】

恵庭市ホームページ→暮らしの情報→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→事業者の方へ
→有料指定ごみ袋取扱店募集→ダウンロード→販売取扱店届出様式